

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員に対する報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 役員報酬については、勤務実体に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しないものとする。

2 常勤役員とは、本会の職員就業規則に定めるところの「勤務」の例により勤務する者をいう。

3 非常勤役員とは、前項以外の者をいう。

(常勤役員報酬等)

第3条 常勤役員には、報酬を支給する。ただし、職員がその役員の職務を兼務する場合は支給しない。

2 報酬は月額とし、報酬の額は別表第1のとおりとする。

3 通勤手当は職員の例による。

(常勤役員報酬の支給日)

第4条 前条に規定する報酬等の支給日は、職員の例による。

(社会保険への加入)

第5条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険に加入できるものとする。

(非常勤役員報酬)

第6条 非常勤の役員報酬は、次のとおりとする。ただし、会長以外の非常勤の理事及び監事には支給しない。

2 会長の報酬は、年額俸給とし報酬の額は別表第2のとおりとする。

3 年の中途において役員に選出され、又はその役職についたときは、その選出され、又はその役職についた月数を基礎として月割計算により報酬を支給する。

4 役員が、年の中途において任期満了、辞職、死亡によりその職を離れたときは、その日までの月数を基礎として月割計算により報酬を支給する。

5 第2条の例により、勤務実体がない場合には、第1項に定める報酬は支給しない。

(非常勤役員報酬の支給日)

第7条 前条に規定する報酬等の支給日は、毎年7月25日、11月25日及び翌年3月25日(ただし、金融機関が休日にあたる場合はその前日に支給する。)にそれぞれ3分の1額を支給する。

2 年の中途においてその職を離れたときは、その日の属する月の末に報酬を支給する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会常務理事の報酬に関する要綱（平成28年10月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員の報酬

役 位	月額で支払われる 役員報酬
常 務 理 事	24,000円

別表第2（第6条関係）

会長の報酬

役 位	年額で支払われる 役員報酬
会 長	300,000円